

## マイナンバーカードの健康保険証の利用について

資格担当  
☎06-6941-3164

マイナ保険証についてのご案内です。  
健康保険証はマイナ保険証へ移行されます!!

※ マイナ保険証：健康保険証として利用登録した  
マイナンバーカードのこと。(以下同じ)

### 現行の組合員証(健康保険証)の新規発行の終了について

持っている組合員証  
(健康保険証)は、  
使えなくなるの？



**本年12月2日以降は、新たに組合員証(健康保険証)は発行されません。**

本年12月1日までに発行済みの組合員証(健康保険証)については、令和7年12月1日まで、最長1年間使用することができます。

※ 令和7年12月1日より前に有効期限が切れる場合や、資格を喪失した場合は、その有効期限・資格喪失日まで使用することができます。

### マイナ保険証を利用するには

どんな準備が  
必要なの？



**マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の2つの手続きが必要です。**

- ① マイナンバーカードの交付申請
- ② マイナンバーカードを健康保険証として利用登録

詳しくは、厚生労働省webサイトでご確認いただけます。

### マイナ保険証を利用するメリット

どんないいこと  
があるの？



**マイナ保険証をご利用ください。**

**以下のようなメリットがあります。**

- ① 過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになり、治療に役立てることができます。
- ② 高額な医療費になった場合、医療機関窓口でのお支払額を自己負担限度額まで抑えられます。

詳しくは、厚生労働省webサイトでご確認いただけます。

### マイナ保険証を保有していない場合

マイナ保険証がない場合  
どうすればいいの？



**マイナ保険証を保有していない組合員の方には、令和7年12月2日(経過措置終了日)までに申請いただくことなく、共済組合から「資格確認書」を交付します。**

医療機関にて、「資格確認書」をご提示いただくことで、引き続き保険診療を受けることができます。

※ マイナ保険証を紛失等した場合は、公立学校共済組合大阪支部に申請いただくことで、医療機関を受診する際にご利用いただく「資格確認書」が交付されます。(マイナンバーカードの再発行につきましては、お住いの市区町村へお問い合わせください。)

詳しくは、公立学校共済組合ホームページ「マイナンバーカードコーナー」をご覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/kojinbangocard/index.html>

**本年10月頃までに、マイナ保険証に関する「資格情報のお知らせ」を組合員のみなさまに送付いたします。お手元に届きましたら、必ずご確認ください。**

